

【ご来場の自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。 多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスク があります。当日の来場に関しては、感染の回避のた め自粛願います。

なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は 下記ウェブサイトにてご確認ください。

https://www.usmh.co.jp/



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からも ご覧いただけます。

https://s.srdb.jp/3222/



U.S.M.Holdings

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

証券コード:3222

第5回 定時株主総会 招集ご通知

2019年3月1日から2020年2月29日まで

目次

第5回定時株	主総会招集ご通知	1
株主総会参考	書類	5
第1号議案	取締役9名選任の件	
第2号議案	監査役2名選任の件	
第3号議案	取締役の譲渡制限付株式報酬	
	制度の一部改定の件	
(添付書類)		
3 214 114		-
	類3	
	3	
監査報告		11

開催情報

日時: 2020年5月20日(水曜日)

午前 9 時 受付開始 午前 10 時 開会

場所:東京都台東区西浅草3丁目17番1号

浅草ビューホテル「4F(飛翔の間)」

証券コード 3222 2020年5月1日

株主の皆さまへ

東京都千代田区神田相牛町1番地

U.S.M. Holdings

代表取締役社長 藤 田 元 宏

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネット等により議決権を行使することがで きますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3~4ページに記載のご 案内に従って、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. H 時 2020年5月20日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 **所** 東京都台東区西浅草 3 丁日 1 7番 1 号 浅草ビューホテル「4F(飛翔の間)|
- 3. 日的事項

- 報告事項 1. 第5期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第5期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 取締役の譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

以上

- ■事業報告の会社の体制及び方針「当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方」「取締役会の実効性評価の概要」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、下記ウェブサイトに掲載した事業報告の会社の体制及び方針「当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方」「取締役会の実効性評価の概要」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を含んでおります。
- ■事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、下記ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト(https://www.usmh.co.jp/)

- ◎新型コロナウイルスの感染症拡大が続いております。多くの株主様が集まる株主総会は、集団 感染のリスクがあります。当日の来場に関しては、感染の回避のため自粛願います。
- ◎当日のご出席に代えて、郵送またはスマートフォン等のインターネット行使が可能でございます。 是非、事前の議決権行使をご活用ください。
- ◎株主総会決議通知につきましては、郵送によるご送付に代えて、上記に記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使に関するお願い

郵送による 議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案 に関する賛否をご表示のうえご返送 ください。

早期投函のお願い

行使期限後に到着する議決権行使書が多数 あります。

お早めにご投函ください。



行使期限 2020年5月19日(火曜日) 午後6時到着

インターネットによる 議決権の行使の場合



パソコン、スマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、行使期限までに各議案に対する賛否をご登録ください。

- インターネットで複数回行使された場合 は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続に係る費用は株主さま のご負担となります。

議決権行使サイト▶ https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限 2020年5月19日(火曜日) 午後6時まで

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご 持参ください。



株主総会開催日時 2020年5月20日(水曜日) 午前10時

※ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。

機関投資家の 皆さまへ インターネット等による議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。



以下、ウェブサイトもしくは QRコードにアクセスしてご 覧ください。

https://s.srdb.jp/3222/

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。





インターネットによる議決権行使のご案内

※インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決 権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は 1 回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記「議 決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権行使ウェ ブサイトにアクセスして、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力 ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更 いただく必要があります。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。 ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 土・日・祝日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名(全員)は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、社外取締役3名のうち2名は、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める下記の独立社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、下記の事項を取締役候補の指名を行うに当たっての方針として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしております。

「取締役候補の指名を行うに当たっての方針」

当社の経営理念に基づき、当社グループ全体のさらなる発展に貢献できる人物であること。加えて、管掌部門の抱える課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決できる能力があること並びに法令及び企業倫理の遵守に関する見識を有することを基準とする。

「独立社外役員の独立性に関する基準」

- 1. 現在、当社及び当社の子会社(以下「U.S.M.Hグループ」という)の取締役(社外取締役を除く)・監査役 (社外監査役を除く)・執行役員または使用人でなく、過去においてもU.S.M.Hグループの取締役(社外取 締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員または使用人であったことがないこと。
- 2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の親会社(※1)の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
- 3. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の兄弟会社(※2)の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
- 4. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の主要株主(※3) もしくはU.S.M.Hグループが主要株 主である会社の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと。
- 5. U.S.M.Hグループの主要な取引先(※4)の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
- 6. U.S.M.Hグループから多額の寄付(※5)を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執 行役員または使用人でないこと。
- 7. 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと。
- 8. U.S.M.Hグループから役員報酬以外に、多額の金銭(※ 6)その他財産を得ている弁護士、公認会計士、 コンサルタント等でないこと。
- 9. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと。
- (1) U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人(※7)
- (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
- (3) 上記 2. から 8. で就任を制限している対象者
- 10. その他、独立社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと。

- (※1) 親会社とは、当社の財務及び営業または事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう)を支配している会社等をいう。
- (※2) 兄弟会社とは、当社と同一の親会社(当社の経営を支配している者を含む)を有する会社をいう。
- (※3) 主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する会社をいう。
- (※4) 主要な取引先とは、直近事業年度及び直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、U.S.M.H グループとの取引の支払額または受取額が、当社または取引先(その親会社及び重要な子会社を含む)の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- (※5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
- (※6)多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円を、団体の場合は年間1,000万円または当該団体の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
- (※7) 重要な使用人とは、部長以上の使用人をいう。

■取締役候補者一覧

候補者					氏 名		当社における地位	取締役会への
番号								出席状況
1	藤	tc H	元	_{ひろ} 宏		再任	代表取締役社長	100.0% (12回/12回中)
2	^で 手	^{づか} 塚	だい大	_{すけ} 輔		再任	代表取締役副社長	100.0% (12回/12回中)
3	ふる 古	瀬	りょう 良	た 多		再任	代表取締役副社長	100.0% (12回/12回中)
4	かわ 	だ 田	たけ 猛	と 敏		再任	取締役	100.0% (10回/10回中)
5	ヤま	もと 本	は傾	いち <u>—</u>	ろう 郎	新任		
6	おか 団	だ 田	もと元	也也		再任	取締役相談役	75.0% (9回/12回中)
7	寺	かわ 		あきら 彰		再任 社外	取締役	90.0% (9回/10回中)
8	とり 鳥	かい 食司	しげ 重	かず 和		再任 社外 独立	取締役	100.0% (12回/12回中)
9	_{まき} 牧	の 野	なお直	^こ 子		再任 社外 独立	取締役	100.0% (12回/12回中)

1 藤田 元宏 厘色

生年月日	1955年7月1	11日生	所有する当社の株式の数	148,400株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1978年 3 月 2000年 5 月 2004年 5 月 2005年 3 月 2006年 5 月 2007年 5 月 2010年 9 月 2011年 9 月 2012年 3 月 2017年 3 月 2017年 5 月 2017年 5 月 2019年 3 月 2019年 3 月 2020年 3 月	(株)カスミ入社 同社和の総理の 同社上席執行役員業務 統括室マネ本の 同社上席教の 同社上席教の 同社中の 同社中の 同社市の 同社市の 同社市の 同社を 同社を 同社を 同社を の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の	8サービス本部マネジャー兼コン マー ごス本部マネジャー ネジャー兼フードマーケット運覧 ネジャー兼フードマーケット運覧 (現任) パーマーケット事業担当 壬)	ンプライアンス 営事業本部マネ 営事業本部マネ
取締役候補者の 選任理由	績を有しており		役社長を務め、経営者として豊 見識が当社取締役として適任でる	
特別の利害関係	担当を兼務しては、商品の仕力ます。当社の分入等の取引があ	ており、当社の子会社(人、店舗の賃借、クレー 子会社の株式会社マルー あります。当社の子会	執行役副社長スーパーマーケッの株式会社カスミとイオングルジット委託業務、設備の購入等エツとイオングループとの間に社のマックスバリュ関東株式会品の仕入、店舗の賃借等の取引が	ープとの間に の取引があり は、商品の仕 社とイオング

2 手塚 大輔 厘田

生年月日	1975年 9 月1	19日生	所有する当社の株式の数	2,000株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	2002年 9月 2006年 6月 2007年11月 2011年 7月 2014年 3月 2016年 4月 2016年 5月 2017年 3月 2018年 3月 2019年 3月 2020年 3月	イオン総合金融準備修 (株)イオン銀行企画部総 イオン(株)戦略部 同社戦略部長 当社耐息 当社代表取締役 (株)マルエツ取締役 (サマックスバリュ関東修 マックスバリュ関東修 当社代表取締役経営公 兼ICT本部管掌	制 売括マネージャー 現任) 親取締役 制代表取締役社長(現任) と画本部管掌兼経営管理本部管掌 長経営管理本部管掌	<u> </u>
取締役候補者の 選任理由	績を有しており		役社長であり、経営者として豊 見識が当社取締役として適任であ	
特別の利害関係	手塚大輔氏と当	社の間には、特別の利]害関係はありません。	

3 古瀬 良多 厘

生年月日	1957年 1 月	3 日生	所有する当社の株式の数	39,280株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	2006年5月2008年5月2011年5月2013年4月2013年3月2015年3月2015年4月2017年3月2019年3月2019年3月		財務経理管掌兼開発管掌部長兼開発管掌部長兼開発管掌管理統括 経営企画本部管掌	
取締役候補者の 選任理由	績を有しており		役社長であり、経営者として豊 見識が当社取締役として適任で	
特別の利害関係	古瀬良多氏と	当社の間には、特別の利	害関係はありません。	

4 川田 猛敏 再任

生年月日	1959年10月12日生	所有する当社の株式の数	19,190株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1983年4月 (㈱マルエツ入社 2012年5月 同社執行役員 2013年4月 同社店舗運営本部長 2013年5月 同社取締役(現任) 2015年5月 同社常務執行役員 2019年3月 同社ローコストオペレ 2019年5月 当社取締役(現任) 2019年5月 ㈱マルエツ専務執行役 2020年3月 同社専務執行役員開発	2 員ローコストオペレーション打	推進本部長
取締役候補者の 選任理由	川田猛敏氏は、当社子会社取締役専 と実績を有しております。同氏の経 断し、取締役候補者といたしました。	験や見識が当社取締役として過	
特別の利害関係	川田猛敏氏と当社の間には、特別の	利害関係はありません。	

5 山本慎一郎 新任

生年月日	1959年 7 月24日生	所有する当社の株式の数 24,100株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	2013年3月 (株)カスミ入社 顧問 2014年5月 同社常務取締役上席 2017年3月 同社専務取締役上席 2018年3月 当社ICT本部長	執行役員 ロジスティック本部マネジャー 執行役員 上席執行役員ビジネス変革室マネジャー兼ビジャー ・(現任)
取締役候補者の 選任理由	豊富な経験と実績を有しております	双締役上席執行役員、当社 I C T 本部長として。2020年3月1日付で当社子会社代表取締役同氏の経験や見識が当社取締役として適任でしました。
特別の利害関係	山本慎一郎氏と当社の間には、特別	の利害関係はありません。

6 岡田 元也 画田

生年月日	1951年 6 月17日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	2012年 3 月 イオン㈱取締役兼代 2014年 8 月 ㈱クスリのアオキホ	役相談役(現任) 表執行役社長 役(現任) ングス社外取締役相談役(現任) 表執行役社長グループCE〇 ールディングス社外取締役(現任 ィングス㈱取締役(現任) 現任)	<u>-</u>
取締役候補者の 選任理由	岡田元也氏は、イオン株式会社取締 富な経験と実績を有しております。 あると判断し、取締役候補者といたし	同氏の経験や見識が当社取締役	
特別の利害関係	岡田元也氏は、イオン株式会社取締株式会社カスミとイオングループとット委託業務、設備の購入等の取引ッとイオングループとの間には、商のマックスバリュ関東株式会社とイの仕入、店舗の賃借等の取引がありま	の間には、商品の仕入、店舗のがあります。当社の子会社の株品の仕入等の取引があります。オングループとの間には、加盟	賃借、クレジ 式会社マルエ 当社の子会社

1年

計算書類

	てらかわ	あきら	
7	土川	立く	
/	寺川	早ク	

再任 (社外取締役候補者)

社外取締役就任年数 (本定時株主総会終結時)

生年月日	1958年2月	8 日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1981年 4 月 2010年 4 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2014年 6 月 2014年 6 月 2015年 4 月 2016年 6 月 2016年 6 月 2018年 4 月 2019年 4 月 2019年 4 月	丸紅㈱入社 同社執行役員経営企匠 同社執行役員化学品語 同社常務執行役員化等 同社常務執行役員長 配資委員長和委員長 同社代表與與實際 可社代表、投員與遇 同社代表、役員與遇 同社代務執行役員、 同社常務執行役員、 同社常務執行役員、 同社常務執行役員 同社專務執行役員 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務執行人 日世專務 日世專務 日世專務 日世專務 日世專務 日世專務 日世專務 日世專務	国部長 部門長 学品部門長 営企画部担当役員、内部統制委員 執行役員、経営企画部担当役員、 員会副委員長 執行役員CSO、秘書部担当役員 委員会委員長、投融資委員会副委 執行役員、素材グループCEO	会委員長、投 内部統制委員 開補佐、東アジ 委員長 代表、投融資 CEO、投融資
社外取締役候補者の 選任理由		総合商社での豊富な 戦を有しており、戦略	経験と、企業経営者としての経 生のある適切な企業運営を行う	
特別の利害関係	プとの間に、商		執行役員であり、当社グループ ありますが、当事業年度におい ぎあり僅少であります。	

8 鳥飼 重和

再任(社外取締役候補者)

独立役員候補者

社外取締役就任年数 (本定時株主総会終結時)

5年2ヶ月

1947年 3 月12日生 所有する当社の株式の数 生年月日 0株 1975年 4 月 税理士事務所入所 1990年 4 月 弁護士登録 略歴、当社における 1994年 4 月 鳥飼経営法律事務所 (現鳥飼総合法律事務所) 代表 (現任) 地位及び担当 2015年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 2017年6月 栗田工業㈱社外監査役(現任) 2018年6月 理想科学工業㈱社外取締役 (現任) 鳥飼重和氏は、弁護士として企業法務に関する豊かな経験と税務及び会計に関す 社外取締役候補者の る幅広い知見を経営に活かしていただくため、過去に当社以外において会社の経 選任理由 営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行するこ とができると判断しております。 鳥飼重和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。 特別の利害関係

9	まきの 化/7 田子	はまる
\mathcal{I}	拟野	旦士

(再任) (社外取締役候補者) 独立役員候補者

社外取締役就任年数 (本定時株主総会終結時)

4年

4-5-0-0	1060 5 1 5 00 5 /-		0.14
生年月日	1968年 1 月28日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における 地位及び担当 (重要な兼職の状況)	1995年12月 同事務所 (現㈱ダイ 1996年1月 フリーランスとして 2004年3月 (有)スタジオ食 (くこ 2007年5月 日本食育学会評議員		艮社
社外取締役候補者の 選任理由	牧野直子氏は、管理栄養士として活 子栄養大学生涯学習講師並びに女子 して食に関する豊かな経験と栄養及 活かし、社外取締役としての職務を ます。	栄養大学講師を兼務しており、 び料理に関する幅広い知見や経 適切に遂行することができると	料理研究家と
特別の利害関係	牧野直子氏と当社の間には、特別の	利害関係はありません。	

- (注) 1.当社は、寺川 彰氏、鳥飼重和氏、牧野直子氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第 425条に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該 契約を継続する予定であります。
 - 2.取締役候補者のうち、寺川 彰氏、鳥飼重和氏及び牧野直子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3.鳥飼重和氏及び牧野直子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社が上場し ている東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、当社の定める独立社外役員の独立性 に関する基準を満たしていると判断しております。
 - 4.「所有する当社の株式の数」は、2020年2月29日現在の当社株式の所有株式数を記載しております。な お、役員持株会における持分は含んでおりません。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役水橋達夫氏は辞任され、社外監査役岡本 忍氏は 任期満了となります。つきましては、社外監査役1名を含む、監査役2名の選任をお願いする ものであります。なお、坂本雅視氏は、水橋達夫氏の補欠として選任されることとなりますの で、その任期は当社定款の定めにより退任された水橋達夫氏の任期が満了すべき時までとなり ます。

また、当社は、下記の事項を監査役候補の指名を行うに当たっての方針として定めており、 監査役候補者は、これらの要件を満たしております。また、本議案に関しましては、監査役会 の同意を得ております。

「監査役候補の指名を行うに当たっての方針」

当社の経営理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持・向上に貢献できること。中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

1 坂本 雅視 新任

生年月日	1958年 2 月25日生	所有する当社の株式の数 19,397株			
略歴、当社における 地位 (重要な兼職の状況)	2013年 4 月 同社執行役員兼㈱ ト代表取締役社長 2013年 5 月 同社顧問兼㈱マー 表取締役社長	経営計画部長 長 経理本部長 ーマンパフォーマンス改革本部長 マーノ代表取締役社長兼㈱マーノセンターサポー ノ代表取締役社長兼㈱マーノセンターサポート代 と社長兼㈱マーノセンターサポート代表取締役社長 役社長 ト代表取締役社長			
監査役候補者の 選任理由	# 1 1 3 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	本雅視氏は、株式会社マルエツにおける執行役員、監査役として豊富な経験と高 見識を有しております。同氏の経験や見識が当社監査役として適任であると判断 ています。			
特別の利害関係	坂本雅視氏と当社の間には、特別の	D利害関係はありません。			

おかもと

(再任)〔社外監査役候補者〕

独立役員候補者

社外監査役就任年数 (本定時株主総会終結時)

4年

生年月日	1954年 6 月18日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における 地位 (重要な兼職の状況)	1977年 4 月 東京国税局総務部総 2005年 7 月 東京国税局課税第 1 2006年 7 月 高松国税局川島税務 2007年 7 月 同局総務部企画課長 2009年 7 月 同局総務部企画課長 2012年 7 月 国税庁長官官房首席 2013年 6 月 名古屋国税局総務部 2014年 7 月 熊本国税局長 2015年10月 岡本 忍税理士事務 2016年 5 月 当社監查役 (現任) 2019年 6 月 山一電機㈱社外監査	部企画調整官署長(徳島県)部統括国税調査官課長 国税庁監察官長	
社外監査役候補者の 選任理由	岡本 忍氏は、税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見を経営に活かしていただくため、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しています。		
特別の利害関係	岡本 忍氏と当社の間には、特別の	利害関係はありません。	

- (注) 1.監査役候補者岡本 忍氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2.岡本 忍氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社が上場している東京証券 取引所に独立役員として届け出ております。なお、当社の定める独立社外役員の独立性に関する基準を 満たしていると判断しております。
 - 3.「所有する当社の株式の数」は、2020年2月29日現在の当社株式の所有株式数を記載しております。な お、役員持株会における持分は含んでおりません。
 - 4.当社は、岡本 忍氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条に定める最低責任限 度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であり ます。

第3号議案 取締役の譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

本議案は、2017年5月19日開催の第2回定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。) に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更することについてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬等の額については、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内(うち社外取締役分は、3,500万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)とする旨のご承認をいただいておりますが、2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度は、取締役の報酬枠とは別枠にて年額1億5,000万円以内で対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権(以下「金銭報酬債権」といいます。)を支給することにつき、ご承認をいただいております。

現行の譲渡制限付株式報酬制度では、金銭報酬債権の総額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額5,000万円以内の支給に相当するものであります。当社は、業績結果を1年ごとに報酬額に反映させ、対象取締役の責任をより明確にする制度とするため、本議案にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を、中期経営計画の1年目、2年目、3年目にそれぞれ譲渡制限期間が1年の株式を付与し、前事業年度の業績達成ポイントが100%以上の場合はすべて解除し、100%未満の場合はすべて没収する事前確定届出型へ変更するものです。また、金銭報酬債権の上限枠は、現行の年額1億5,000万円以内から変更しませんが、現行制度では中期経営計画の対象期間である3事業年度にわたる金銭報酬債権を一括して支給していたものを、本議案において1事業年度ごとに金銭報酬債権を支給する制度へと改定するため、実質的な支給総額は年額5,000万円以内となります。

なお、現行制度も実質的には年額5,000万円以内の支給に相当するため、本議案は現行制度を 踏襲するものと考えております。

また、現在の取締役は9名(うち社外取締役及び非常勤取締役は4名)であり、第1号議案 「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き9名(うち社外取 締役及び非常勤取締役は4名)となります。

【ご参考】本議案をご承認いただいた場合の当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要について

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に対し、中期経営計画の対象期間の1年目、2年目、3年目にそれぞれ譲渡制限期間が1年の譲渡制限付株式を付与し、前事業年度の業績達成ポイントが100%以上の場合は譲渡制限をすべて解除し、100%未満の場合はすべて没収する事前確定届出型とします。なお、当社は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、金銭報酬債権を支給することとし、この金銭報酬債権を会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分します。また、当社は、対象取締役との間で下記(4)記載の内容の譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結し、対象取締役は本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式(「本割当株式」といいます。)を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等をすることができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で当社が取得するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与するものです。

(1) 金銭報酬債権の総額

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は、前制度を踏襲しており、3事業年度合計で年額1億5,000万円以内といたします。よって、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間である3事業年度の1年目、2年目、3年目にそれぞれ譲渡制限期間が1年の当社普通株式を支給することを想定しており、実質的には年額5,000万円以内となると考えております。

(2) 譲渡制限付株式の割当て及び払込みについて

1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(3) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め 定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割り当てを受けた本割当株式について、 譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします(以下「譲渡制限」といいます。)。

(4) 業績達成による譲渡制限の解除

譲渡制限期間における当社の連結経常利益・連結営業収益など、当社の取締役会が予め設定した業績を達成した場合、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限を解除された本割当株式を自由に譲渡等できるものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式について、対象取締役から当然に無償で取得するものとします。

(5) 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社及び当社の完全子会社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

ただし、対象取締役が、上記に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、当社の取締役会において、合理的に調整するものとします。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。この場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数については、上記(4)において定める業績達成度を踏まえて、当社の取締役会において、合理的に調整するものといたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、対象取締役から当然に無償で取得するものとします。

(7) その他、取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、政府による各種政策の効果もあり、緩やかな回復がみられました。一方で、台風などの自然災害や消費税増税に加え、新型コロナウイルスの発生・拡大による経済への影響や金融資本市場の変動により、不安定な状況で推移しました。

当連結会計年度の主な内容及び成果といたしましては、本年度より商品開発推進部を新設し、プライベートブランド商品「eatime イータイム」の開発を推進し、2020年2月までに合計91品目といたしました。ICT部門では、お客さまの利便性向上のためにキャッシュレス決済に関するシステム変更や、10月にU.S.M.H公式モバイルアプリをリリースしてスマートフォン決済の店舗への実装を開始し、さらなる機能向上のための開発に取り組みながらお客さまの購買体験の充実をめざした取り組みを進めております。コスト構造の改革においては、RPAの導入や配置人員の見直しによる人件費伸長率の抑制や、厨房機器や店舗設備の合同商談による導入コストの低減を実行いたしました。また、次世代の物流体制構築に向け、自動化や省人化ソリューションの検討を継続すると同時に、現行の物流体制を根本から見直すことによるコスト改善を進めてまいりました。

主要連結子会社において、株式会社マルエツでは、「革新と挑戦」を2019年度の基本テーマとして、3つの取り組みを推進いたしました。「小商圏高占拠率拡大」を実現するため、接客・クリンリネス向上の推進とともに、お客さまのお買い求めやすい価格の実現に向けた対応をいたしました。また、9月より発行したWAON一体型「マルエツカード」の入会・利用促進により、お客さまの利便性向上を図りました。また、「店舗現場力の向上」では、マルエツプチ全店へ「電子棚札」を導入するとともに、省力化什器等の導入を拡大いたしました。「デリカ強化」への対応としては、惣菜の新商品の開発を推進し、定番商品のリニューアルや価格の見直しを行うとともに、精肉や鮮魚の素材を活用した「生鮮デリカ」を累計57店舗へ拡大いたしました。

株式会社カスミでは、地域に密着したベストローカル・スーパーマーケットを目指し、地域に適応した品ぞろえとサービス構築に向けた諸施策に取り組みました。消費税増税による生活防衛意識の高まりに対しては「家計応援」と題し主力商品をよりお求めやすい価格で提供する生活応援企画を拡充いたしました。さらに「KASUMIカード」「KASUMI WAONカード」を活用した施策を強化いたしました。また、従業員が働きやすく働きがいのある職場環境整備を進め、7月に企業主導型保育園「カスミいいねの森保育園」を開園し、9月に65歳定年制度を導入いたしました。

マックスバリュ関東株式会社では、- 「買物する"よろこび"」を創造する-をビジョンに掲げ、「新店モデルの確立」「成長投資を加速できる体質への転換」を目的に、①新規出店を想定した大規模活性化の実施②価格戦略強化による「マックスバリュはお得!」の実現③商品による来店動機の創出④効率性を追求するオペレーション改革⑤従業員全員がいきいきと働き成長できる企業への改革に取り組みました。

当連結会計年度において、株式会社マルエツが5店舗、株式会社カスミが5店舗、当社グループ計で10店舗を新設いたしました。一方、経営資源の効率化を図るため、株式会社マルエツが1店舗、株式会社カスミが5店舗、マックスバリュ関東株式会社が1店舗、当社グループ計で7店舗を閉鎖いたしました。その結果、当社グループの当連結会計年度末の店舗数は、中国江蘇省の2店舗を含めて521店舗となりました。なお、当社グループはスーパーマーケット事業を単一セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、営業収益が6,916億60百万円(前期比0.4%減)、営業利益が93億57百万円(前期比20.8%減)、経常利益が96億27百万円(前期比21.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益が16億36百万円(前期比69.2%減)と減収減益になりました。当連結会計年度における当社が出店する地域の食品市場にはディスカウントストアやドラッグストア等の出店が続き競争環境が大きく変化したことに加え、7月度の天候不順による影響や、9月及び10月の台風により一部店舗の休業や営業時間短縮を行う事態となったこと等により、売上高は既存店前年比98.8%、客数は98.5%に留まりました。

商品別売上高は、主力の青果が相場の低迷もあり全店前期比98.4%となりました。売上総利益については、価格政策を強化する一方で原材料や物流費の高騰による影響を受け仕入価格が上昇局面となり、売上総利益率において前期を上回ることができませんでした。販売費及び一般管理費では、フルセルフレジやセミセルフレジの導入や、作業標準化といった生産性向上の取組み、本部と店舗の人員配置の見直しといった施策を進めたものの、社会保障費や時給単価の上昇を補うには至らず、人件費が前期比1.2%増となりました。また、特別損失では、52億70百万円の減損損失を計上したことに加え、台風被害による損失を3億8百万円計上いたしました。

(ご参考)

主要連結子会社では、当連結会計年度における株式会社マルエツ単体の営業収益は3,759億72百万円(前期比0.3%増)、株式会社カスミ単体の営業収益は2,681億46百万円(前期比1.3%減)、マックスバリュ関東株式会社単体の営業収益は438億35百万円(前期比0.1%増)の結果となりました。

(2) ESG(環境・社会・企業統治) への取り組み

① 環境・社会への基本方針及び取り組み

当社グループは、環境問題が地球的規模の重要な課題であることを認識し、健全な事業活動を通じて、社会・経済の発展、地域との共生による持続可能な循環型社会をめざし、方針を定めグループの総力を結集し、地球環境保全に努めます。

- ◎事業活動を通じて、省資源、省エネルギーに積極的に取り組みます。
- ◎環境に配慮した商品、資材の開発と普及に取り組みます。
- ◎廃棄物の減量化とリデュース・リユース・リサイクルを推進します。
- ◎地域における環境保全活動に貢献し、地域との調和に努めます。
- ◎この方針を従業員に周知し、従業員一人ひとりの環境保全に対する心を育み、全社的なレベル、全従業員参加の取り組みとします。
- ◎この方針は社内外に公表し、積極的な情報提供に努めます。

上記の方針のもと当社グループは、環境・社会貢献活動に積極的に取り組み、グループ各店舗では、食品トレー、牛乳パック等のリサイクル資源の回収を継続して行う他に、2020年7月の制度化に先駆けてレジ袋有料化に取り組んでおります。株式会社カスミでは2019年3月より一部店舗を除く全店で、マックスバリュ関東株式会社では2020年3月より全店で、株式会社マルエツでは2020年4月より、全店でレジ袋有料化を実施しております。

② コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社は、事業活動の根幹をなす考え方である基本理念、ビジョン、ミッション(使命)に基づき、コーポレート・ガバンスに関する基本方針を制定し、当社ウェブサイトに開示しております。なお、主に以下のとおり取り組んでおります。

◎諮問委員会への取り組み(人事・報酬諮問委員会、評価諮問委員会)

2016年5月開催の定時株主総会以降、独立社外役員を主な構成員とする人事・報酬諮問委員会、評価諮問委員会を設置しており、人事・報酬諮問委員会は、当社取締役及び子会社取締役の報酬制度・報酬額に関する答申を行っており、評価諮問委員会は、取締役会の実効性の分析・評価を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

◎取締役会の実効性向上への取り組み

2016年度(第1回)より、毎年3月に取締役及び監査役による自己評価によるアンケート (調査票)を実施し、分析しております。アンケートの (調査票)の作成、回収及び一部の分析 にあたっては、外部機関を活用することで評価の透明性を高め、実効性を確保しております。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの設備投資については、スーパーマーケット事業を中心に店舗網の拡充のための新規 出店10店舗、さらに既存店舗の活性化を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の設備投資支出額は196億76百万円となりました。

また、当連結会計年度に実施した設備投資等の所要資金には自己資金等を充当し、有利子負債は、前連結会計年度末に比べ15億28百万円減少し296億35百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが主たる事業展開をしている首都圏は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続けており、肥沃かつ有望な市場ですが、同時にスーパーマーケット内の競争にとどまらず業態を超えた競争が更に激しさを増している市場であると認識しております。2017年度より3年間を対象とした第1次中期経営計画では、事業会社がオーガニックな成長を順調に果たしていた経営環境であったこともあり、事業会社の成長にホールディングスが創出するシナジーを加えることで、更なる成長を図っていく計画でありました。

しかし、お客さまのライフスタイルの変化、業態を超えた競争の激化、そしてデジタリゼーションなどの環境変化のスピードは計画立案時の想定よりも速く、業績は想定したような伸びを確保することができませんでした。この要因としてあげられるのは、人件費を中心としたコストの上昇が、これまでのさまざまな施策の積み上げだけでは抑制し切れないこと、食品購入チャネルが多様化する中で、スーパーマーケットの競争力が相対的に劣化し始めていることと認識しております。

こうした中、当社グループは、2020年度からの3年間を対象とし、「デジタルを基盤とした構造改革を推進し、次代の礎を築くことを実現するために、『あらゆる人に食を届ける』をめざして、協働と創発をくりかえす」を基本方針とする第2次中期経営計画を策定いたしました。当中期経営計画は、コスト改革・フォーマット改革・ワークスタイル改革・デジタル改革を実行していくことで、「収益性の向上」、「既存のビジネスモデルの変革」、「提供価値の変革と創造」を実現しようとするものです。今後はこれらの改革を着実に実行し、より多くのお客さまにご利用いただき、地域社会に欠かすことのできない存在として「あらゆる人に食を届ける」へと進化をめざしてまいります。

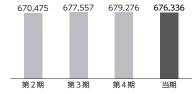
また、感染が拡大しております新型コロナウイルスについては、社会経済や消費にさまざまな影響を及ぼすものと予測しておりますが、現時点では、先を見通すことが困難な状況にあります。そのため、当社グループは、内外の諸情勢を慎重に注視し、環境の変化に柔軟に対応してまいります。

(5) 当社グループの財産及び損益の状況

区	分	期別	(年度)	第2期 (2016年度)	第3期 (2017年度)	第4期 (2018年度)	第5期 (2019年度)
売	上		高	670,475百万円	677,557百万円	679,276百万円	676,336百万円
経	常	利	益	14,185百万円	14,188百万円	12,253百万円	9,627百万円
親記	会社株主に帰属	する当期	純利益	7,350百万円	7,452百万円	5,308百万円	1,636百万円
1	株当たり	当 期 純	利益	55円82銭	57円32銭	41円38銭	12円76銭
総	資	産	額	256,043百万円	262,047百万円	258,315百万円	261,478百万円
純	資	産	額	137,518百万円	139,539百万円	142,326百万円	141,695百万円
自	己資	本 比	〕 率	53.6%	53.1%	54.9%	54.0%
1	株 当 た り	純 資	産 額	1,041円49銭	1,084円53銭	1,105円74銭	1,100円33銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいてそれぞれ計算 しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第4期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

売上高(百万円)

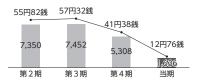


■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

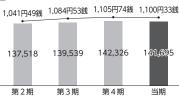
・1株当たり当期純利益



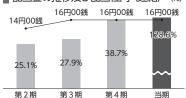
総資産額(百万円)・自己資本比率



純資産額 (百万円) ・1株当たり純資産額



■ 配当金の推移及び配当性向(連結) (%)



2. 会社の株式に関する事項(2020年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数

500,000,000株 131.681.356株

(2) 発行済株式の総数

83,910名

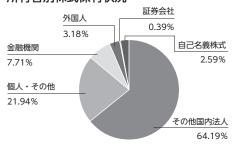
(3) 株主数

(4) 大株主 (上位10名)

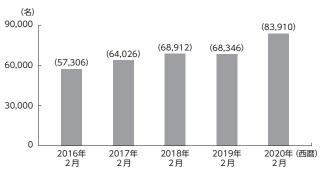
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオンマーケットインベストメント株式会社	67,159千株	52.35%
U . S . M . H グループ取引先持株会	3,014千株	2.35%
公益財団法人神林留学生奨学会	2,300千株	1.79%
イ オ ン 株 式 会 社	1,629千株	1.27%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,614千株	1.25%
株式会社日本アクセス	1,505千株	1.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,157千株	0.90%
国分グループ本社株式会社	1,099千株	0.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□9)	1,088千株	0.84%
三 菱 食 品 株 式 会 社	1,082千株	0.84%

- (注) 1. 自己株式 (3,414,818株) は、大株主には含めておりません。
 - 2. 持株比率は、自己株式(3,414,818株)を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
 - 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

所有者別株式保有状況



総株主数の推移



3. 当社グループの保有する株式に関する事項

当社グループは、政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権の行使基準を定めております。政策保有株式は、基本方針に則り、2016年1月以降に10銘柄、取得原価ベース138百万円の保有株式を売却しております。なお、事業年度末時点の保有株式は、取締役会において、定期的に検証を行い、中長期的に取引先企業との取引関係維持・強化や情報収集が、当社グループ及び取引先企業の利益に資するものか否か、及び保有する企業の健全性とリスク等を検証し、保有継続の合理性を判断しております。また、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、ガイドラインに則り、当社グループの株主価値向上並びに投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から判断し、適切に行使しております。

4. 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

区分	名称 (決議日)	保有人数 及び数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
取締役	第1回新株予約権 (2017年5月29日)	5名 245個	普通株式 24,500株	113,800円	1円	2017年6月27日~ 2047年6月26日
取締役	第2回新株予約権 (2018年5月21日)	5名 169個	普通株式 16,900株	138,600円	1円	2018年6月11日~ 2048年6月10日
取締役	第3回新株予約権 (2019年5月24日)	5名 216個	普通株式 21,600株	89,200円	1円	2019年6月10日~ 2049年6月9日

- (注) 1. 取締役は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役であります。
 - 2. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役または監査役在任中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができるものとされております。
 - 3. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の内容の概要

区分	名称 (決議日)	交付人数 及び数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
子会社	第3回新株予約権	14名	普通株式	89.200円	1 四	2019年6月10日~
取締役	(2019年5月24日)	359個	35,900株	05,200	1 1 1	2049年6月9日

- (注) 1. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役または監査役在任中は行使することができず、当社 及び連結子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使すること ができるものとされております。
 - 2. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2020年2月29日現在)

地位	氏	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤田	元宏	イオン株式会社代表執行役副社長スーパーマーケット事業担当 株式会社カスミ取締役 マックスバリュ関東株式会社取締役
代表取締役副社長	手 塚	大 輔	経営管理本部管掌 マックスバリュ関東株式会社代表取締役社長 株式会社マルエツ取締役
代表取締役副社長	古瀬	良 多	経営企画本部管掌 株式会社マルエツ代表取締役社長
取 締 役	石井	俊樹	株式会社カスミ代表取締役社長
取 締 役	川田	猛敏	株式会社マルエツ取締役専務執行役員ローコストオペレーション推進本部長
取締役相談役	岡田	元 也	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO イオンモール株式会社取締役相談役 株式会社カスミ取締役相談役 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役
取 締 役	寺 川	彰	丸紅株式会社専務執行役員食料・アグリ・化学品グループCEO、投融資委員会副委員長
取 締 役	鳥飼	重和	鳥飼総合法律事務所代表 栗田工業株式会社社外監査役 理想科学工業株式会社社外取締役
取 締 役	牧野	直子	有限会社スタジオ食(くう)代表取締役 一般社団法人日本食育学会代議員 同学会編集委員会委員、企画委員会委員
常勤監査役	水橋	達夫	株式会社マルエツ監査役
常勤監査役	代々城	忠義	株式会社カスミ監査役
監 査 役	井原	孝一	丸紅株式会社食料・アグリ・化学品グループ管理部長
監 査 役	神山	茂	イオンマーケット株式会社常勤監査役
監 査 役	岡本	忍	岡本 忍税理士事務所代表 山一電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 事業年度中の取締役及び監査役の異動
 - 取締役上田 真氏、取締役山崎康司氏、監査役内田 勉氏及び監査役笹岡 晃氏は、2019年5月24日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - 2. 2019年5月24日開催の第4回定時株主総会において、川田猛敏氏及び寺川 彰氏が新たに取締役に選任され、また、代々城忠義氏及び井原孝一氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 - 3. 取締役寺川 彰氏、取締役鳥飼重和氏及び取締役牧野直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役鳥飼重和氏及び取締役牧野直子氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 4. 監査役井原孝一氏、監査役神山 茂氏及び監査役岡本 忍氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役岡 本 忍氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 5. 監査役岡本 忍氏は、主に税理士として企業会計に関する経験と税務及び会計に関する幅広い知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏	名	退任日	退任理由	退任時の地位、及び重要な兼職の状況
上 田	真	2019年5月24日	任期満了	当社取締役会長 株式会社マルエツ代表取締役会長
山﨑	康司	2019年5月24日	任期満了	当社社外取締役 丸紅株式会社顧問(食料・アグリ・化学品グループCEO補 佐 食料本部担当)
内田	勉	2019年5月24日	任期満了	当社常勤監査役 株式会社カスミ監査役
笹岡	晃	2019年5月24日	任期満了	当社社外監査役 丸紅食料株式会社出向 東洋精糖株式会社社外監査役

(3) 当事業年度末以降における取締役の役職の主な変更

	氏	名		変更後	変更前	変更年月日
藤	Ш	元	宏	イオン株式会社代表執行役副社長スーパーマーケット・商品物流担当	イオン株式会社代表執行役副社長ス ーパーマーケット事業担当	2020年3月1日
手	塚	大	輔	当社代表取締役副社長	当社代表取締役副社長経営管理本部 管掌	2020年3月1日
古	瀬	良	多	当社代表取締役副社長	当社代表取締役副社長経営企画本部 管掌	2020年3月1日
石	井	俊	樹	株式会社カスミ取締役相談役	株式会社カスミ代表取締役社長	2020年3月1日
JII	\blacksquare	猛	敏	株式会社マルエツ取締役専務執行役員 開発本部長兼株式会社マルエツ開発代 表取締役社長	株式会社マルエツ取締役専務執行役 員ローコストオペレーション推進本 部長	2020年3月1日
岡	\blacksquare	元	也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会 長	イオン株式会社取締役兼代表執行役 社長グループCEO	2020年3月1日
寺	Ш		彰	丸紅株式会社副社長執行役員、食料・ アグリ・化学品グループCEO、食料 本部長	丸紅株式会社専務執行役員、食料・ アグリ・化学品グループCEO、投融 資委員会副委員長	2020年4月1日

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社グループとの関係
 - ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、前頁に記載のとおりです。
 - ・寺川 彰氏及び井原孝一氏が兼職する丸紅株式会社とは、当社グループと丸紅グループとの間に、商品の仕入等の取引があります。
 - ・その他の社外取締役及び社外監査役の兼職先とは、特別な関係はありません。

② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況(出席回数/開催回数)

区分	氏 名	取締役会	監査役会
取締役	※寺 川 彰	9回/10回 (出席率 90.0%)	_
取締役	鳥飼重和	12回/12回 (出席率 100.0%)	_
取締役	牧 野 直 子	12回/12回 (出席率 100.0%)	_
監査役	※井 原 孝 一	10回/10回 (出席率 100.0%)	11回/11回 (出席率 100.0%)
監査役	神 山 茂	12回/12回 (出席率 100.0%)	13回/13回 (出席率 100.0%)
監査役	岡 本 忍	12回/12回 (出席率 100.0%)	13回/13回 (出席率 100.0%)

(注) ※印は、2019年5月24日開催の第4回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他のものと異なります。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・寺川 彰氏は、社外取締役として経験豊富な経営者の観点から積極的に発言を行っております。
- ・鳥飼重和氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に弁護士としての 専門的見地から積極的に発言を行っております。
- ・牧野直子氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に経営者の観点から食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知見や経験等から積極的に発言を行っております。
- ・井原孝一氏は、社外監査役として主に企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、 監査的見地から積極的に発言を行っております。
- ・神山 茂氏は、社外監査役として他社での長年経営に携わった経験と知見から積極的に発言を 行っております。
- ・岡本 忍氏は、社外監査役として他の監査役から独立した客観的視点で、主に税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見から積極的に発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けております。

これにより、社外役員全員はその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会 社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。また、2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額150百万円以内とし、付与を受ける当社株式の総数は、年200,000株以内としております。

ただし、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額50百万円以内、かつ66,667株以内としております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、月例報酬のみで構成し、報酬の水準は第三者による国内企業の報酬水準等を参考に、株主総会の決議によって決定した報酬総額の範囲内で、取締役及び監査役の報酬を決定しております。

<報酬決定の手続き>

当社は、対象取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外役員とする人事・報酬諮問委員会を設置しております。対象取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、人事・報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

<報酬制度の概要>

種類	プラン		プラン 内容		交付物	評価 対象期間
	月例報酬	基本報酬	取締役の役位に応じて設定する固定	固定		_
月額	וומאדנילו כל	役割報酬	額を毎月支給する金銭報酬			
報酬	年次業績報酬	(月次反映)	前年度の業績達成率及び取締役個人 の評価によって支給額が決定される 業績連動金銭報酬		金銭	短期
エクイ	譲渡制限付梯	式報酬(RS)	中期経営計画に連動し、3ヶ年分を 一括で付与する株式報酬	業績 連動	株式	
ティ 報 酬	株式報酬型ストックオフ	°ション(SO)	前年度の業績達成率に応じて付与さ れる当社の株式報酬		新株	中長期

① 取締役及び監査役

取	·····································	監監	登 役
支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額
11名	137百万円	7名	29百万円

- (注) 1. 上記の取締役、監査役の支給人員合計、報酬等の総額には2019年5月24日開催の第4回定時株主総会の終結の時をもって退任した 取締役2名及び監査役2名に対する報酬等の金額を含んでおります。
 - 2. 取締役報酬限度額年額
- 150百万円
- 3. 監査役報酬限度額年額
- 50百万円
- 4. 2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、年額1億50百万円以内(うち社外取締役35百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする当該報酬等の額の範囲内で、当社取締役(社外取締役及び非常勤取締役は除く)に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する決議をしております。なお、上記支払額には、2017年5月29日、2018年5月21日及び2019年5月24日開催の取締役会決議により取締役5名に付与した新株予約権の当期費用計上額(20百万円)が含まれております。
- 5. 2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額50百万円の範囲で譲渡制限付株式報酬を割当てる決議をしております。

② 社外取締役及び社外監査役

社 外 耳	又 締 役	社 外 監	监 査 役
支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額
4名	23百万円	4名	11百万円

(注) 上記報酬のほか、社外役員が当社親会社及び当社親会社の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額は11百万円であり、支給人数は1名であります。

6. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額
- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

29百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

107百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の 内容、職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行ってお ります。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解仟又は不再仟の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

		会	社	名			資 本 金	出資比率	主要な事業内容	事業上の関係
1	才	ン	株	式	会	社	220,007百万円	52.2% (51.0%)	純粋持株会社	_
イオ	ンマー	ケット~	インベス	ストメン	ノト株式	会社	100百万円	51.0%	純粋持株会社	_

- (注) 1. 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。
 - 2. イオン株式会社は当社の議決権の52.4% (出資比率は51.0%) を所有するイオンマーケットインベストメント株式会社の議決権の71.8%を所有しております。

② 親会社等との取引に関する事項

イ.当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社グループは、イオン株式会社のグループ会社より同社グループのプライベートブランド商品である「トップバリュ」を始めとした商品等の仕入を行っております。また、当社グループの店舗施設等について、同社グループとの間に不動産賃貸借取引があります。当該取引をするに当たっては、非支配株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

口. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 マ ル エ ツ	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
株式会社カスミ	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
マックスバリュ関東株式会社	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業

⁽注) 当社の子会社は、15社であります。

④ 重要な関連会社の状況

		会	社	名			資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株	式	会	社	セ	1	ブ	327百万円	27.7% (27.7)%	スーパーマーケット事業

⁽注) 1. 当社の関連会社は、上記の重要な関連会社1社を含み3社であります。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 5丁目51番12号	62,179百万円	120.066
株式会社カスミ	茨城県つくば市西大橋 599番地 1	64,257百万円	129,966百万円

^{2.} 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。

8. 主要な事業内容(2020年2月29日現在)

当社グループは、当社、子会社15社及び関連会社3社で構成され、スーパーマーケット事業及びその商品供給事業、その他の事業として不動産事業及び損害保険代理業等を展開しております。

事業内容と当社及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

① スーパーマーケット事業

会 社 名	区分
当	スーパーマーケット事業の管理
株 式 会 社 マ ル エ ツ 株 式 会 社 カ ス ミ マ ツ ク ス バ リ ュ 関 東 株 式 会 社 株 式 会 社 セ イ ブ	食料品を中心に生活関連用品及び衣料品等のスーパーマーケット事業
丸 悦 (香 港) 有 限 公 司 丸 悦 (無 錫) 商 貿 有 限 公 司	食料品を中心に生活関連用品及び衣料品等の中国でのス ーパーマーケット事業
株式会社マルエツフレッシュフーズ	生鮮食品の加工事業
株 式 会 社 ロ ー ズ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社 カ ス ミ グ リ ー ン	食品の加工・製造及び販売等
株 式 会 社 カ ス ミ み ら い	野菜の加工・包装等

② その他の事業

会 社 名	区 分
株式会社マルエツ開発	不動産事業
株式会社クローバ商事	商品開発事業
株式会社食品品質管理センター	品質管理及び品質検査事業
株 式 会 社 マ ー ノ	業務受託事業
株 式 会 社 ア ス ビ ズ サ ポ ー ト	人材派遣事業
株式会社協栄エイアンドアイ	損害保険代理業及びリース業
株式会社日本流通未来教育センター	教育事業
株式会社エスオー	小売業におけるレジ等店舗運営業務

9. 企業集団の主要拠点等 (2020年2月29日現在)

① 当社

	事	業 所		所 在 地
本			社	東京都千代田区
蕨	事	務	所	埼玉県蕨市

② 子会社

会 社 名	本社、店舗及び事業所
	【本社】 東京都豊島区
株式会社マルエツ	【店舗及び事業所】 東京都146店舗、埼玉県55店舗、千葉県50店舗、神奈川県46店舗、茨城県1店舗、 栃木県1店舗、計299店舗 川崎複合センター(神奈川県川崎市)、 三郷複合センター(埼玉県三郷市)
	【本社】 茨城県つくば市
株式会社カスミ	【店舗及び事業所】 茨城県104店舗、千葉県36店舗、埼玉県33店舗、栃木県7店舗、群馬県6店舗、 東京都2店舗、計188店舗 中央流通センター(茨城県かすみがうら市)、 佐倉流通センター(千葉県佐倉市)、 精肉加工センター(茨城県土浦市)
	【本社】 東京都江東区
マックスバリュ関東株式会社	【店舗及び事業所】 干葉県14店舗、東京都13店舗、埼玉県3店舗、神奈川県2店舗、計32店舗

10. 企業集団の従業員の状況 (2020年2月29日現在)

区分									従 業 員 数		
ス	_	/۱°	_	マ	_	ケ	ツ	 	事	業	7,263名(20,093名)
そ		の		他		の		事		業	85名(1,464名)
合										計	7,348名(21,557名)

⁽注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

11.主要な借入先及び借入金残高 (2020年2月29日現在)

			1	借	入	先	-				借入金残高
株	式	会	社	埼	玉	1)	そ	な	銀	行	6,020百万円
株	Ī	t	会	社	t	常	陽	1	退	行	5,870百万円
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	4,905百万円
株	式	会	社	\Box	本 i	政 策	投	資	銀	行	3,000百万円
農		林		中		央		金		庫	2,575百万円
株	式		会	社	み	ず	ほ		銀	行	2,030百万円

12. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、将来の事業 展開及び経営環境を考慮し、収益力の向上と内部留保の充実による企業体質の強化を図りながら、 安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、今後の事業展開のための投資に備えたいと考えております。

【当期の剰余金の配当について】

期末の剰余金の配当は、2020年4月9日開催の取締役会決議により、1株につき8円(中間配当金とあわせて1株につき年間16円)としております。

^{2.} 従業員数欄の()は、パートナー社員(パートタイマー)及びアルバイトの年間平均雇用人員数(8時間換算)であります。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位:百万円)

科目	 金 額	科目	金 額
(資産の部)	<u> </u>	(負債の部)	<u></u>
流動資産	66,659	流 動 負 債	83,581
現金及び預金	20,019	支払手形及び買掛金	50,093
受取手形及び売掛金	911	短期借入金	2,000
		1年内返済予定の長期借入金	5,600
たな知資産	15,472	未払法人税等	1,601
未 収 入 金	27,327	賞 与 引 当 金 店舗閉鎖損失引当金	2,084
その他	3,051	店舗閉鎖損失引当金 株 主 優 待 引 当 金	115 317
	△123	「 R E B FF J I I I I I I I I I I I I I I I I I	21,767
	194,819	固 定 負 債	36,202
		長期借入金	21,100
有 形 固 定 資 産	130,201	転貸損失引当金	41
建物及び構築物	62,794	退職給付に係る負債	879
土 地	47,031	資産除去債務 その他	5,979
その他	20,375	そ の 他 負 債 合 計	8,201 119,783
無形固定資産	16,147	(純 資 産 の 部)	113,703
の れ ん	12,203	株主資本	141,012
その他	3,944	資 本 金	10,000
投資その他の資産	48,470	資 本 剰 余 金	104,321 30,431
			△3,740
投資有価証券	2,455	6 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	123
繰 延 税 金 資 産	11,776	その他有価証券評価差額金	△190
退職給付に係る資産	532	為替換算調整勘定	195
差入保証金	32,490	退職給付に係る調整累計額	118
その他	1,235	新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分	161 398
貸倒引当金	△20		141,695
	261,478	負債純資産合計	261,478

(単位:百万円)

連結損益計算書

(2019年 3 月 1 日から 2020年 2 月29 日まで)

			(十位・ロ/) 1/
科 目		金	額
	高		676,336
売 上 原	価		482,585
売 上 総 利	益		193,750
営 業 収	入		15,324
営 業 総 利	益		209,075
販 売 費 及 び 一 般 管 理	費		199,717
営業利	益		9,357
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	87	
受 取 配 当	金	38	
補助金収	入	248	
受 取 保 険	金	32	
その	他	149	556
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	135	
持 分 法 に よ る 投 資 損	失	71	
そのの	他	79	286
経常利	益		9,627
特 別 利	益		
受 取 保 険 受 取 補 償	金	349	
	金	126	475
特別損	失		
減 損 損	失	5,270	
店舗閉鎖損失引当金繰入	額	87	
店舗閉鎖損	失	65	
投 資 有 価 証 券 評 価	損	316	
災 書	失	308	6,049
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		4,052
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業	税	3,193	
法 人 税 等 調 整	額	△801	2,392
当期 純 利	益		1,660
非支配株主に帰属する当期純利	益		23
親会社株主に帰属する当期純利	益		1,636

計算書類

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,537	流 動 負 債	207
現 金 及 び 預 金	1,502	株主優待引当金	57
そ の 他	1,035	そ の 他	150
		固 定 負 債	3,500
固 定 資 産	127,428	長期借入金	3,500
(有形固定資産)	35	負 債 合 計	3,707
	20	(純 資 産 の 部)	
建物	20	株 主 資 本	126,097
工具、器具及び備品	15	資 本 金	10,000
(無形固定資産)	216	資 本 剰 余 金	117,311
商標権	10	資 本 準 備 金	2,500
□ 1示 1崔		その他資本剰余金	114,811
ソフトウェア	161	利 益 剰 余 金	2,525
ソフトウエア仮勘定	44	その他利益剰余金	2,525
(投資その他の資産)	127,177	繰 越 利 益 剰 余 金	2,525
		自 己 株 式	△3,740
関係会社株式	127,126	新 株 予 約 権	161
そ の 他	50	純 資 産 合 計	126,258
資 産 合 計	129,966	負債純資産合計	129,966

計算書類

損益計算書

(2019年 3 月 1 日から 2020年 2 月29日まで)

(単位:百万円)

	科				金	額
営	業		収	益		3,576
営	業		費	用		1,517
営	業	ŧ	利	益		2,059
営	業	外	収	益		
受	取		利	息	2	
そ		\mathcal{O}		他	5	8
営	業	外	費	用		
支	払		利	息	13	
そ		\mathcal{O}		他	1	14
経	常	Í	利	益		2,052
税	引 前	当	期純	利益		2,052
法 .	人税、信	主民稅	込みび事	業税		5
当	期	純	利	益		2,047

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月8日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 公認会計士 大中康宏 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 一朗 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月8日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

取締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッツ

指定有限責任社員 公認会計士 大中康宏 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 一朗 印 業務執行計員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の子会社取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月9日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 水 橋 達 夫 印

常勤監査役 代々城 忠 義 印

社外監査役 井 原 孝 一 印

社外監査役 神 山 茂 印

社外監査役 岡本 忍 印

以上

株主メモ

事業年度 毎年3月1日から翌年2月末日まで

定時株主総会 毎年5月開催

基準日 期末配当金 毎年2月末日

中間配当金 毎年8月31日

そのほか必要があるときあらかじめ公告して定めた日

株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

郵便物送付先・連絡先 〒168 - 8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

550 1 2 0 - 2 8 8 - 3 2 4

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

取次事務は、みずほ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店においてもお取扱い

しております。

公告方法 電子公告

※事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告が出来ない場合に

は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式等に関するマイナンバーお届出のご案内

株式等の税務関係の手続に関しましては、マイナンバーのお届出が必要です。

お届出が済んでいない株主さまにおかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いします。

株式等の税務手続におけるマイナンバーの取扱い

法律に従い、以下のような支払調書を作成・提供するためにはマイナンバーを使用いたします。

主な支払調書

- *配当金に関する支払調書
- *単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- ・ 証券口座にて株式を管理されている株主さま お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ・証券会社とのお取引がない株主さま

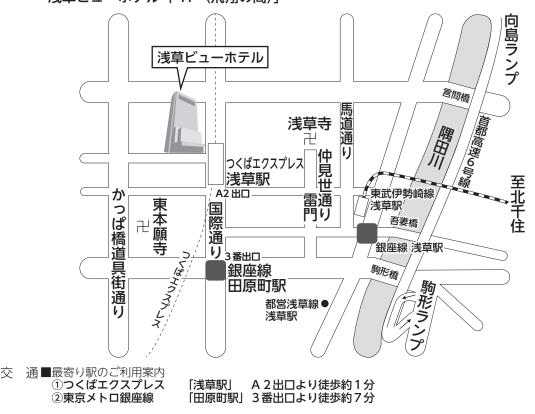
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

55 0 1 2 0 - 8 4 - 0 1 7 8

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

〈メーモー欄〉	

株主総会会場ご案内図



※専用駐車場及び専用送迎バスのご用意はしておりませんので、予めご了承ください。

※本総会にお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

U.S.M. Holdings

